

第5章 経営健全化の取り組み

1. 水道事業の効率化

水需要の減少に伴う給水収益の減少及び県水からの受水費の増加により、収益的収支の悪化が見込まれる中で、より一層の効率的な経営を実現するため、これまでの取り組みに加えて「水道事業経営審議会」からの提言をもとに次の事項に取り組みます。

1) 広域化や広域連携に関する取り組みの強化

平成 25 年度より愛知県水道広域化研究会議の構成事業体として、水道広域化に向けた様々な検討を進めています。

平成 30 年 12 月に成立した水道法の改正を受け、県を中心としてこれまで以上に具体的な取り組みが求められている中で、他の水道事業と江南市水道事業の状況を正確に把握し、水道事業に精通した技術・財務などの専門性を有する人材の確保・育成を図るとともに、施設の共同化・共同管理、維持管理業務の共同化について、地域に応じた事務の効率化も実現することができるように検討を行います。

2) 公民連携による取り組みの強化

平成 14 年度の宿日直業務委託以降、民間企業の有する専門的なノウハウを積極的に活用し、経営の効率化に努めています。

平成 30 年 12 月に成立した水道法の改正では、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定することが可能になりましたが、運営権を設定する場合には、公営企業の事業執行体制の確立や技術の継承など人的資源確保の視点から新たな形での取り組みが必要となります。

江南市水道事業では、委託業務の内容とその効果について再度確認し、水道利用者の利益に繋がる場合は、更なる公民連携を進める検討を行います。

3) 新技術の活用

新技術の導入については、メリットとデメリットを比較検討しながらトータルコストを常に意識し、慎重に採用することとします。

具体的には、自動検針によるコスト縮減、漏水情報の収集など間接的なコスト縮減にも寄与することが期待されているスマートメーター、及び利便性の向上が見込まれる新たな決済方法などの導入について研究・検討を行います。

4) 情報の提供

水道事業は、地方公営企業法に従い原則として独立採算により運営される事業であるとともに、利用者にとってなくてはならない重要なライフラインであることから、水道事業が健全に継続するために必要となる財源を水道料金の改定により確保する場合には、その目的、影響、今後の見通しなどについての説明を十分に行うとともに、料金体系の抜本的な見直しをする際には、使用状況によって平均改定率を上回る負担となる場合もあるため、適切な広報活動を行うこととします。

また、決算状況や事業の進捗状況など、他事業体との比較ができる情報を発信し、利用者の理解が高まるように努めます。

2. 水道料金の改定について

水道事業の経営は「地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない（地方公営企業法第17条の2第2項）」とする独立採算制の原則により運営しており、水道料金については、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない（地方公営企業法第21条第2項）」とされています。

投資・財源試算の結果、水道料金の改定が不可欠であることが明らかとなったことから、江南市水道事業経営審議会からの答申「今後も安全な水の安定供給を実施するため、実施しなければならない投資を計画的に推進し、その財源を確保するためには、コスト縮減などの経営努力を継続するとともに、水道料金の最適化や企業債の発行による資金調達が必要であると判断した。水道料金の最適化については、将来にわたり安定的な経営が可能となり、水道事業の基盤強化、及び水道事業の持続に資することができる料金体系を構築するとともに、世代間を含めた水道使用者の負担の公平性などにも配慮することが必要である。」を受けて、急激な料金高騰を招かないよう企業債の発行とともに水道料金体系の見直しを行います。

なお、水道料金は、「新水道ビジョン」における主な課題とされた固定費と変動費の割合に適合した料金体系の採用、逦増料金体系の緩和、中長期的な見通しによる大きな世代間格差を生じない料金体系となるよう幅広い検討を実施するとともに、「水道料金算定要領」、「水道料金改定業務の手引き」、及び江南市水道事業経営審議会からの答申に基づき算定します。

1) 料金算定期間

「水道料金算定要領」における算定期間は3年から5年を基準とすることになっていますが、水道料金は使用者の日常生活に密着しており、できるだけ長期間にわたり安定的に維持されることが望ましいことから、その最長となる5年間で算定します。

なお、算定に含むことが困難な急激な物価の変動や、突発的な事故等による事業計画の変更などにより緊急的な対応が必要となる場合には、算定期間中であっても見直しを検討します。

2) 改定率

急激な水道料金の変動が使用者に与える影響を鑑み、水道事業に係る総括原価の適正な配分に向けた段階的な改定を想定し算出した結果、財源目標を達成するための平均改定率は18.09%（平成29年度決算平均供給単価に対する改定率）となりました。

3) 料金体系

基本料金と従量料金で構成される二部料金制で、用途により基本料金と従量料金の異なる用途別料金体系及び使用量が多くなると1m³当たりの単価が段階的に高くなる逓増型の従量料金を採用していますが、時代に即した料金体系となるよう最適化を図ります。

【総括原価の考え方】

料金算定期間における営業費用に、資本費用となる支払利息と施設の計画的な改修・更新等に必要となる資産維持費を加えた合計額（料金水準（総括原価）の算定方式 図-5.1）であり、総括原価を性質ごとに需要家費、固定費、変動費に区分した上で、各使用者群や使用水量へ配分することとなります。



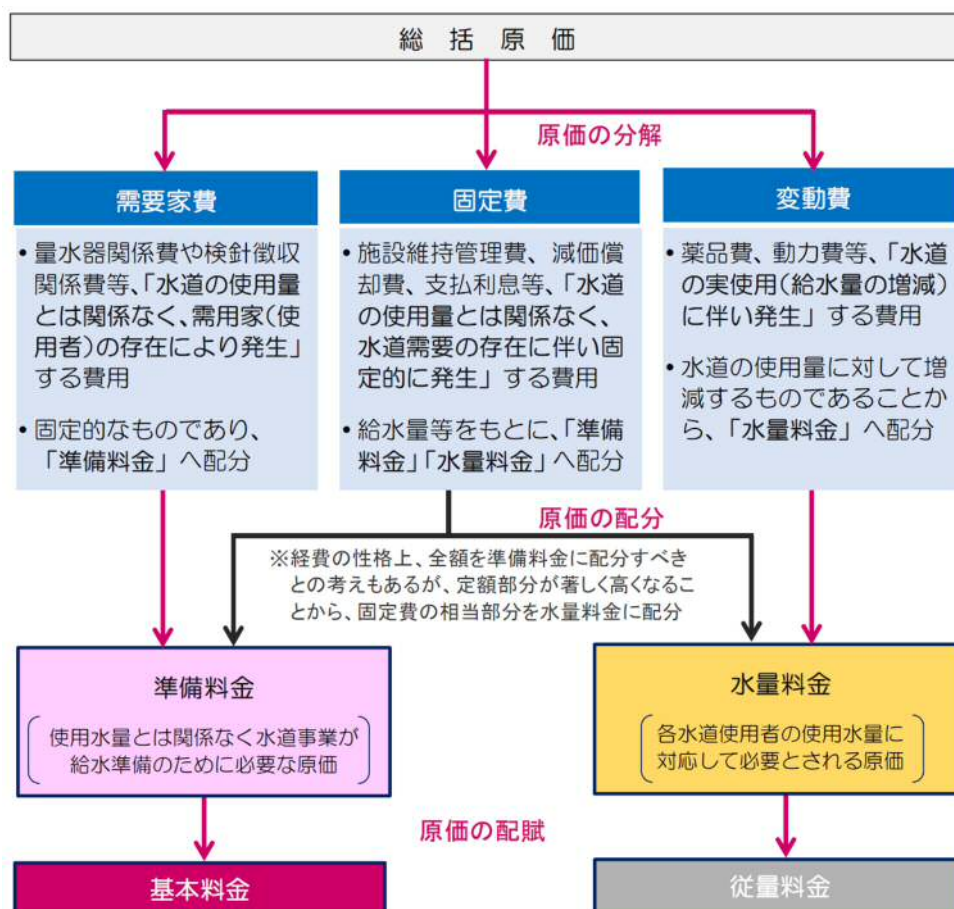
「水道料金改定業務の手引き,平成29年3月,公益社団法人日本水道協会」9頁より

図-5.1 料金水準（総括原価）の算定方式

【基本料金の考え方】

総括原価のうち基本料金に配分すべき費用は、水の供給を必要とする需要家（使用者）の存在により発生する需要家費と、総括原価の大部分を占める固定費（有収水量の変動にかかわらず必要となる費用のうち需要家費に属するものを除いた費用）であり、そのすべてを基本料金に配分した場合著しく高額となるため、生活水の低廉な確保に配慮し、基本料金には需要家費に加え固定費のうち10%を配分すること（総括原価の分解と料金体系への配賦 図-5.2）とします。

なお、実際の使用可能水量に影響するメーター口径に応じた負担となる口径別の料金体系に移行し、1ヶ月当たり5m³の基本水量については、基本水量の範囲内での水道料金が一律となることから、負担の公平性に鑑み廃止することとします。



「水道料金改定業務の手引き,平成 29 年 3 月,公益社団法人日本水道協会」11 頁より

図-5.2 総括原価の分解と料金体系への配賦

【従量料金の考え方】

水需要が増大する拡張期においては水源の確保や節水が求められたことなどから、水源の確保に必要となる投資や使用水量を抑制するために、使用水量の増加に伴い単価が高額となる逡増型が採用されてきました。その一方で、水の本質的な原価は、使用した水量の多寡にかかわらず一定であると考えられており、均一の料金とすることが適当であるといえます。

水需要が低迷する現在にあっては、固定費や需要家費の按分や変動費に及ぼすスケールメリットなどを考慮し、逡減型を採用する事業者もあります。

江南市水道事業は逡増型を採用していますが、真に均一となる料金体系や逡減型となる体系に変更することは、水道料金の急激な変動を伴い使用者に与える影響が大きいと判断して、段階的に逡増度を緩和していくよう配慮します。

4) 料金改定(案)

水道料金表(改定案)(表-5.1)のとおり、料金改定(案)を示します。

表-5.1 水道料金表(改定案)

用途区分	基本料金		水量料金	
	1ヶ月当り		1m ³ 当り	
一般用	13mm	550円	0m ³ 超~10m ³ 以下	70円
官公署用	20mm	700円	10m ³ 超~20m ³ 以下	100円
営業用	25mm	1,000円	20m ³ 超~40m ³ 以下	160円
湯屋用	40mm	2,000円	40m ³ 超~80m ³ 以下	180円
	50mm	3,000円	80m ³ 超	210円
	75mm	5,000円		
	100mm	10,000円		
	150mm	30,000円		
臨時用	1m ³ につき 270円			

表-5.2 水道料金表(現行)

用途区分	基本料金		超過料金	
	水量	料金	水量	料金
		1ヶ月当り		1m ³ 当り
一般用	5m ³ 以下	450円	5m ³ 超~10m ³ 以下	90円
官公署用			10m ³ 超~20m ³ 以下	105円
営業用			20m ³ 超~40m ³ 以下	130円
			40m ³ 超~60m ³ 以下	155円
			60m ³ 超~80m ³ 以下	185円
			80m ³ 超	215円
湯屋用	100m ³ 以下	9,000円	100m ³ 超	105円
臨時用	1m ³ につき 230円			

水道料金の改定による影響は、改定前後の水道料金比較（表-5.3）のとおり、基本水量の廃止により、使用水量が少ない水道使用者は平均改定率を上回っていますが、従量料金の逓増度を緩和したことから、使用水量が多い水道使用者は、平均改定率を下回ります。

表-5.3 改定前後の水道料金比較

		使用水量(m3/月)											
		0	5	10	20	30	40	50	100	200	500	1,000	
口径	13mm	現行料金	450	450	900	1,950	3,250	4,550	6,100	15,650	37,150	101,650	209,150
		新料金	550	900	1,250	2,250	3,850	5,450	7,250	16,850	37,850	100,850	205,850
		差額	100	450	350	300	600	900	1,150	1,200	700	-800	-3,300
		改定率	22.2	100.0	38.9	15.4	18.5	19.8	18.9	7.7	1.9	-0.8	-1.6
	20mm	現行料金	450	450	900	1,950	3,250	4,550	6,100	15,650	37,150	101,650	209,150
		新料金	700	1,050	1,400	2,400	4,000	5,600	7,400	17,000	38,000	101,000	206,000
		差額	250	600	500	450	750	1,050	1,300	1,350	850	-650	-3,150
		改定率	55.6	133.3	55.6	23.1	23.1	23.1	21.3	8.6	2.3	-0.6	-1.5
	25mm	現行料金	450	450	900	1,950	3,250	4,550	6,100	15,650	37,150	101,650	209,150
		新料金	1,000	1,350	1,700	2,700	4,300	5,900	7,700	17,300	38,300	101,300	206,300
		差額	550	900	800	750	1,050	1,350	1,600	1,650	1,150	-350	-2,850
		改定率	122.2	200.0	88.9	38.5	32.3	29.7	26.2	10.5	3.1	-0.3	-1.4
	40mm	現行料金	450	450	900	1,950	3,250	4,550	6,100	15,650	37,150	101,650	209,150
		新料金	2,000	2,350	2,700	3,700	5,300	6,900	8,700	18,300	39,300	102,300	207,300
		差額	1,550	1,900	1,800	1,750	2,050	2,350	2,600	2,650	2,150	650	-1,850
		改定率	344.4	422.2	200.0	89.7	63.1	51.6	42.6	16.9	5.8	0.6	-0.9
	50mm	現行料金	450	450	900	1,950	3,250	4,550	6,100	15,650	37,150	101,650	209,150
		新料金	3,000	3,350	3,700	4,700	6,300	7,900	9,700	19,300	40,300	103,300	208,300
		差額	2,550	2,900	2,800	2,750	3,050	3,350	3,600	3,650	3,150	1,650	-850
		改定率	566.7	644.4	311.1	141.0	93.8	73.6	59.0	23.3	8.5	1.6	-0.4
	75mm	現行料金	450	450	900	1,950	3,250	4,550	6,100	15,650	37,150	101,650	209,150
		新料金	5,000	5,350	5,700	6,700	8,300	9,900	11,700	21,300	42,300	105,300	210,300
		差額	4,550	4,900	4,800	4,750	5,050	5,350	5,600	5,650	5,150	3,650	1,150
		改定率	1011.1	1088.9	533.3	243.6	155.4	117.6	91.8	36.1	13.9	3.6	0.5
	100mm	現行料金	450	450	900	1,950	3,250	4,550	6,100	15,650	37,150	101,650	209,150
		新料金	10,000	10,350	10,700	11,700	13,300	14,900	16,700	26,300	47,300	110,300	215,300
		差額	9,550	9,900	9,800	9,750	10,050	10,350	10,600	10,650	10,150	8,650	6,150
		改定率	2122.2	2200.0	1088.9	500.0	309.2	227.5	173.8	68.1	27.3	8.5	2.9

※網掛け部は、これまでの実績から使用者が皆無もしくは少数となる範囲